

南島原市ニュース

令和4年5月16日

タイトル

令和4年第2回南島原市議会臨時会を招集しました

令和4年第2回南島原市議会臨時会を5月19日（木）に開会するよう、招集しました。

- ・ 条例の一部改正、令和4年度一般会計補正予算 などを提出いたします。
概要は、別添資料のとおりです。

担当部署	総務部 総務秘書課	担当者	小玉 博邦
直 通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 		検索ワード	
担当者 連絡先			

令和4年第2回南島原市議会 臨時会

参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南 島 原 市

令和4年第2回南島原市議会臨時会 議案

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(南島原市税条例の一部を改正する条例について) 市 民 生 活 部
税 務 課

* 令和4年3月31日付けで専決処分した「南島原市税条例の一部を改正する条例」について、議会に報告し承認を求めるもの。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) 市 民 生 活 部
税 務 課

* 令和4年3月31日付けで専決処分した「南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、議会に報告し承認を求めるもの。

議案第29号 南島原市議会議員及び南島原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例について 市 民 生 活 部
市 民 課

* 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第30号 財産の処分について(堂崎港埋立地) 総 務 部
管 財 契 約 課

* 対象の土地の予定価格が2,000万円以上で、面積が5,000平方メートル以上のため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

議案第31号 令和4年度南島原市一般会計補正予算(第2号) 総 務 部
財 政 課

* 補正予算(案)の概要があります。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

(南島原市税条例の一部を改正する条例について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月19日提出

南島原市長 松 本 政 博

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南島原市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

南島原市長 松 本 政 博

南島原市税条例の一部を改正する条例

南島原市税条例（平成18年南島原市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南島原市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

南島原市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭 ア～エ (略) オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの カ～コ (略) (2) (略) 2 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項及び施行規則で定めるところにより</u>、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 次に掲げる寄附金又は金銭 ア～エ (略) オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、県内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの カ～コ (略) (2) (略) 2 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略) 2～8 (略) 9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項及び施行規則で定めるところにより</u>、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用

し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 （略）

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める

し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 （略）

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 （略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

- 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める

割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

15 (略)

16 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 (略)

割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 (略)

15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 （略）

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 （略）

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

(南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月19日提出

南島原市長 松 本 政 博

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

南島原市長 松 本 政 博

南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南島原市国民健康保険税条例（平成18年南島原市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の南島原市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、65万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) (略)

議案第29号

南島原市議会議員及び南島原市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例について

南島原市議会議員及び南島原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す
る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年5月19日提出

南島原市長 松 本 政 博

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

南島原市議会議員及び南島原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

南島原市議会議員及び南島原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成21年南島原市条例第40号) の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」
を「7,700円」に改める。

第9条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改
める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の南島原市議会議員及び南島原市長の選挙における選挙
運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示
される選挙から適用する。

南島原市議会議員及び南島原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧
対照表

新	旧
(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、法第100条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも	(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) (略) (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、法第100条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも

のに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

のに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

議案第30号

財産の処分について（堂崎港埋立地）

次のとおり財産を処分するため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南島原市条例第40号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

1 処分する財産の内容

土地

所在地番 南島原市有家町大苑字濱20番14

地目 雑種地

面積 41,202.38平方メートル

2 売払の方法 随意契約

3 売払価格 191,591,067円

4 契約の相手方 島原市萩原二丁目5192番地1

島原雲仙農業協同組合

代表理事組合長 苑田 康治

令和4年5月19日提出

南島原市長 松本 政博

提案理由

対象の土地の予定価格が2,000万円以上で、面積が5,000平方メートル以上のため、南島原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第30号資料2

売払予定地

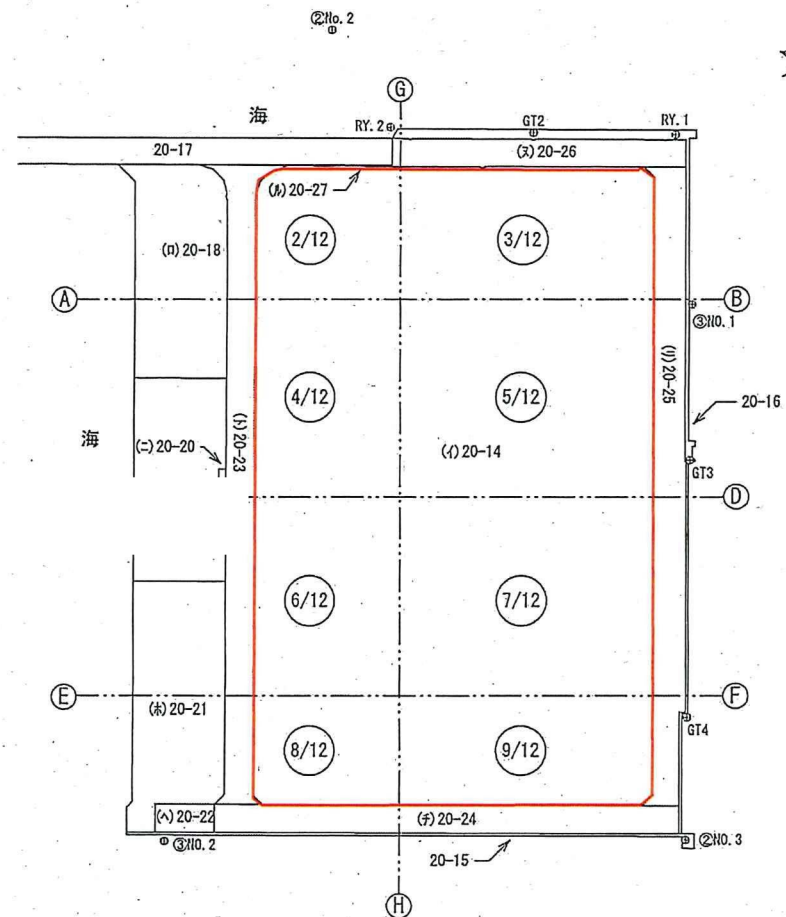


議案第30号資料3

世界測地系による座標値

点名	X座標	Y座標	標識	備考
②No.2	-36173.916	78856.681	真鍮標	2級基準点
②No.3	-36444.893	79088.818	真鍮標	2級基準点
③No.1	-36237.546	79027.698	真鍮標	3級基準点
③No.2	-36506.756	78888.292	真鍮標	3級基準点
RY.1	-36173.878	79001.006	金属鈑	引照点
RY.2	-36204.394	78890.623	金属鈑	引照点
GT2	-36189.835	78946.095	金属鈑(アルミ座)	引照点
GT3	-36298.126	79045.340	金属鈑(アルミ座)	引照点
GT4	-36397.439	79074.767	金属鈑(アルミ座)	引照点

測量年月日	令和4年 3月17日
座標系	I系



地 番	20番14 20番18～20番27
土地の所在	南島原市有家町大苑字濱

求積表

地 番	(n) 20-19			
NO	標 識	Xn	Yn	距 離
A36		-36321.081	78857.443	36.601
A90		-36356.117	78868.031	2.900
A87		-36356.956	78865.255	8.800
A88		-36365.380	78867.801	2.899
A89		-36364.541	78870.576	36.599
A39		-36399.575	78881.163	37.165
A38		-36410.325	78845.587	81.999
A37		-36331.831	78821.868	37.164
合 計		6043.880065		
合 計 面 積		3021.9400325		
地 積		3021.94 m ²		

地 番	(二) 20-20			
NO	標 識	Xn	Yn	距 離
A87		-36356.956	78865.255	2.900
A90		-36356.117	78868.031	8.800
A89		-36364.541	78870.576	2.899
A88		-36365.380	78867.801	8.800
合 計		51.032973		
合 計 面 積		25.5164865		
地 積		25.51 m ²		

地 番	(ホ) 20-21			
NO	標 識	Xn	Yn	距 離
507	金 属 鉄	-36507.665	78872.785	10.116
2058	(金 属 鉄)	-36497.981	78869.859	3.000
2057	(プラスチック杭)	-36495.337	78871.276	88.809
A38		-36410.325	78845.587	37.165
A39		-36399.575	78881.163	85.802
A40	(金 属 鉄)	-36481.709	78905.982	5.510
A41	(金 属 鉄)	-36486.566	78903.380	23.990
A42	(金 属 鉄)	-36493.507	78880.416	11.343
A43	(プラスチック杭)	-36504.365	78883.697	11.400
合 計		6910.050962		
合 計 面 積		3455.0254810		
地 積		3455.02 m ²		

地 番	(ハ) 20-22			
NO	標 識	Xn	Yn	距 離
A43	(プラスチック杭)	-36504.365	78883.697	11.343
A42	(金 属 鉄)	-36493.507	78880.416	23.990
A41	(金 属 鉄)	-36486.566	78903.380	11.338
A44	(金 属 鉄)	-36497.419	78906.661	23.992
合 計		544.134651		
合 計 面 積		272.0673255		
地 積		272.06 m ²		

地 番	(イ) 20-14			
NO	標 識	Xn	Yn	距 離
A70		-36231.948	78855.384	42.397
K1	(金 属 鉄)	-36219.685	78895.969	35.443
A86	(プラスチック杭)	-36209.433	78929.897	0.301
A85	(プラスチック杭)	-36209.721	78929.984	1.800
A84	(プラスチック杭)	-36209.200	78931.707	0.500
A83	(プラスチック杭)	-36208.721	78931.562	63.918
A82	(プラスチック杭)	-36190.234	78992.748	5.585
A81	(プラスチック杭)	-36192.868	78997.673	249.869
A80	(プラスチック杭)	-36431.926	79070.376	5.628
A79	(プラスチック杭)	-36436.889	79067.723	152.536
A78	(金 属 鉄)	-36481.024	78921.712	5.451
A77	(金 属 鉄)	-36478.450	78916.907	240.461
A76	(プラスチック杭)	-36248.269	78847.350	0.201
A75	(プラスチック杭)	-36248.211	78847.542	1.800
A74	(プラスチック杭)	-36246.488	78847.021	0.201
A73		-36246.546	78846.829	6.009
A72		-36240.539	78846.983	6.175
A71		-36235.534	78850.599	5.980
合 計		82404.765703		
合 計 面 積		41202.3828515		
地 積		41202.38 m ²		

地 番	(ロ) 20-18			
NO	標 識	Xn	Yn	距 離
A36		-36321.081	78857.443	37.164
A37		-36331.831	78821.868	79.426
2056	(プラスチック杭)	-36255.800	78798.893	9.749
A28	(プラスチック杭)	-36251.196	78790.300	32.057
A29		-36241.923	78820.987	6.313
A30		-36241.717	78827.297	6.316
A31		-36244.700	78832.864	5.982
A32	(金 属 鉄)	-36249.844	78835.917	0.400
A33	(プラスチック杭)	-36249.960	78835.534	1.800
A34	(プラスチック杭)	-36251.683	78836.055	0.400
A35	(プラスチック杭)	-36251.567	78836.438	72.618
合 計		6391.798768		
合 計 面 積		3195.8993840		
地 積		3195.89 m ²		

作 成 者

縮尺

1/

申 請 人

南島原市長 松本 政博

縮尺

1/

令和4年度南島原市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度南島原市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,211,169千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,936,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月19日提出

南島原市長 松本政博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,479,562	86,265	4,565,827
	2. 国庫補助金	1,447,483	86,265	1,533,748
16. 県支出金		2,655,618	885,875	3,541,493
	2. 県補助金	867,667	885,875	1,753,542
17. 財産収入		35,160	191,591	226,751
	2. 財産売払収入	2	191,591	191,593
19. 繰入金		1,121,246	47,438	1,168,684
	2. 基金繰入金	1,121,245	47,438	1,168,683
歳 入	合 計	29,725,599	1,211,169	30,936,768

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,919,267	236,689	4,155,956
	1. 総務管理費	3,142,866	236,689	3,379,555
3. 民生費		10,282,271	83,605	10,365,876
	2. 児童福祉費	4,018,018	83,605	4,101,623
6. 農林水産業費		1,903,205	890,875	2,794,080
	1. 農業費	1,642,344	890,875	2,533,219
歳 出 合 計		29,725,599	1,211,169	30,936,768

南島原市一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	4,479,562	86,265	4,565,827
16. 県支出金	2,655,618	885,875	3,541,493
17. 財産収入	35,160	191,591	226,751
19. 繰入金	1,121,246	47,438	1,168,684
歳入合計	29,725,599	1,211,169	30,936,768

(歳 出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	3,919,267	236,689	4,155,956	0	0	191,591	45,098
3. 民生費	10,282,271	83,605	10,365,876	86,265	0	0	△2,660
6. 農林水産業費	1,903,205	890,875	2,794,080	885,875	0	0	5,000
歳 出 合 計	29,725,599	1,211,169	30,936,768	972,140	0	191,591	47,438

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 民生費国庫補助金	235,528	86,265	321,793	2. 児童福祉費国庫補助金	86,265	こども未来課 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 86,265
計	1,447,483	86,265	1,533,748			

(款) 16 県支出金 (項) 2 県補助金

4. 農林水産業費県補助金	444,573	885,875	1,330,448	1. 農業費県補助金	885,875	農林課 長崎県強い農業づくり総合支援交付金 885,875
計	867,667	885,875	1,753,542			

(款) 17 財産収入 (項) 2 財産売払収入

1. 不動産売払収入	1	191,591	191,592	1. 土地売払収入	191,591	管財契約課 土地売払収入 191,591
計	2	191,591	191,593			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	685,602	47,438	733,040	1. 財政調整基金繰入金	47,438	財政課 財政調整基金繰入金 47,438
計	1,121,245	47,438	1,168,683			

3 歳 出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		事 業 説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
5. 財産管理費	427,043	236,689	663,732			191,591	45,098	16. 公有財産購入費	236,689	公有財産管理費 管財契約課 土地購入費	236,689 236,689 236,689
計	3,142,866	236,689	3,379,555			191,591	45,098				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	366,717	0	366,717	2,660			△2,660		0	財源組替
2. 児童措置費	3,439,984	83,605	3,523,589	83,605				10. 需用費	241	児童手当支給事業 52,456 こども未来課 52,456
								11. 役務費	314	消耗品費 161 通信運搬費 90
								12. 委託料	1,450	手数料 105 その他業務委託料 1,000
								19. 扶助費	81,600	子育て世帯生活支援特別給付金 51,100 児童扶養手当支給事業 31,149
										こども未来課 31,149 消耗品費 80 通信運搬費 55 手数料 64 その他業務委託料 450 子育て世帯生活支援特別給付金 30,500
計	4,018,018	83,605	4,101,623	86,265			△2,660			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

3. 農業振興費	470,625	890,875	1,361,500	885,875			5,000	18. 負担金補助及び交付金	890,875	強い農業づくり総合支援交付金事業 890,875 農林課 890,875 強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金 890,875
計	1,642,344	890,875	2,533,219	885,875			5,000			

令和4年度南島原市一般会計補正予算(第2号)(案)の概要

令和4年5月19日

南島原市総務部財政課

— 目 次 —

令和４年度	南島原市一般会計補正予算（第２号）（案）の概要	P 1
令和４年度	南島原市補正予算（案）の総額	P 2
令和４年度	一般会計補正予算（第２号）（案）歳入内訳	P 3
令和４年度	一般会計補正予算（第２号）（案）歳出目的別内訳	P 4
令和４年度	一般会計補正予算（第２号）（案）歳出性質別内訳	P 5
令和４年度	南島原市一般会計補正予算（第２号）（案）主な計上事業の概要	P 6 ～ 8

◎令和4年度 南島原市一般会計補正予算(第2号)(案)

の概要

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費を計上いたしました。

また、堂崎港埋立地を土地開発基金から購入するための経費、並びに、JA 島原雲仙の集出荷施設整備事業に対する強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金に要する経費を計上いたしました。

- ① 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業に要する経費 8, 360万5千円
- ② 堂崎港埋立地土地購入に要する経費 2億3, 668万9千円
- ③ 強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金に要する経費 8億9, 087万5千円

その結果、令和4年度第2号補正予算の総額は、

一般会計 12億1, 116万9千円

で、これを現計予算と合算すると、

一般会計 309億3, 676万8千円

となります。

これを令和3年度6月補正後予算と比較すると、

一般会計 6億2, 130万6千円の増

となり、伸び率は、

一般会計 2.0%の増

となっています。

◎令和4年度 南島原市補正予算（案）の総額

会計別補正予算内訳表

(単位：千円、%)

	令和4年度 現計予算額 A	令和4年度 補正予算額 (案) B	令和4年度 補正後予算額 C (A+B)	令和3年度 6月補正後予算額 D	増減額 E (C-D)	増減率 (E/D)	補正予算の主な内容
一般会計 ①	29,725,599	1,211,169	30,936,768	30,315,462	621,306	2.0	児童手当支給事業 52,456 児童扶養手当支給事業 31,149 強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金 890,875 堂崎港埋立地土地購入事業 236,689
重 点	3,127,217	0	3,127,217	2,813,181	314,036	11.2	
そ の 他	23,749,244	1,211,169	24,960,413	24,648,016	312,397	1.3	
公 債 費	2,849,138	0	2,849,138	2,854,265	▲ 5,127	▲ 0.2	
国民健康保険事業特別会計	8,065,838	0	8,065,838	8,030,691	35,147	0.4	
後期高齢者医療特別会計	757,941	0	757,941	697,646	60,295	8.6	
特別会計合計 ②	8,823,779	0	8,823,779	8,728,337	95,442	1.1	—
水道事業会計	1,946,095	0	1,946,095	1,901,937	44,158	2.3	
下水道事業会計	872,896	0	872,896	866,609	6,287	0.7	
企業会計合計 ③	2,818,991	0	2,818,991	2,768,546	50,445	1.8	—
合 計 (①+②+③)	41,368,369	1,211,169	42,579,538	41,812,345	767,193	1.8	—

企業会計の予算額は収益的支出と資本的支出の合計額となります。

◎令和４年度 一般会計補正予算（第2号）（案） 歳入内訳

（歳入）

（単位：千円、％）

款 別	年 度	令和4年度 現計予算額		令和4年度 補正予算（第2号） (案)		令和4年度 補正後予算額		令和3年度 6月補正後予算額		増減額・率		補正予算の主な内容
										令和4年/令和3年		
		①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	③－④	⑤	
1 市 税		3,312,206	11.1			3,312,206	10.7	3,261,351	10.8	50,855	1.6	
2 地 方 譲 与 税		263,362	0.9			263,362	0.9	238,284	0.8	25,078	10.5	
3 利 子 割 交 付 金		1,800	0.0			1,800	0.0	2,000	0.0	▲ 200	▲ 10.0	
4 配 当 割 交 付 金		8,000	0.0			8,000	0.0	8,000	0.0	0	0.0	
5 株式等譲渡所得割交付金		7,000	0.0			7,000	0.0	7,000	0.0	0	0.0	
6 法 人 事 業 税 交 付 金		25,000	0.1			25,000	0.1	7,600	0.0	17,400	皆増	
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,048,000	3.5			1,048,000	3.4	910,000	3.0	138,000	15.2	
8 ゴルフ場利用税交付金		5,000	0.0			5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0	
9 環 境 性 能 割 交 付 金		15,000	0.1			15,000	0.0	11,000	0.0	4,000	36.4	
10 地 方 特 例 交 付 金		14,000	0.0			14,000	0.0	41,228	0.2	▲ 27,228	▲ 66.0	
11 地 方 交 付 税		12,500,000	42.1			12,500,000	40.4	12,100,000	39.9	400,000	3.3	
12 交通安全対策特別交付金		4,000	0.0			4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0	
13 分 担 金 及 び 負 担 金		65,980	0.2			65,980	0.2	63,150	0.2	2,830	4.5	
14 使 用 料 及 び 手 数 料		496,217	1.7			496,217	1.6	520,634	1.7	▲ 24,417	▲ 4.7	
15 国 庫 支 出 金		4,479,562	15.1	86,265	7.1	4,565,827	14.8	4,052,853	13.4	512,974	12.7	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金86,265
16 県 支 出 金		2,655,618	8.9	885,875	73.2	3,541,493	11.5	2,976,036	9.8	565,457	19.0	長崎県強い農業づくり総合支援交付金885,875
17 財 産 収 入		35,160	0.1	191,591	15.8	226,751	0.7	37,737	0.1	189,014	500.9	土地売却収入191,591
18 寄 附 金		701,351	2.4			701,351	2.3	1,021,503	3.4	▲ 320,152	▲ 31.3	
19 繰 入 金		1,121,246	3.8	47,438	3.9	1,168,684	3.8	1,692,741	5.6	▲ 524,057	▲ 31.0	財政調整基金繰入金47,438
20 繰 越 金		1	0.0			1	0.0	1	0.0	0	0.0	
21 諸 収 入		247,496	0.8			247,496	0.8	316,044	1.1	▲ 68,548	▲ 21.7	
22 市 債		2,719,600	9.2			2,719,600	8.8	3,039,300	10.0	▲ 319,700	▲ 10.5	
合 計		29,725,599	100.0	1,211,169	100.0	30,936,768	100.0	30,315,462	100.0	621,306	2.0	—

◎令和４年度 一般会計補正予算（第2号）（案） 歳出目的別内訳

（歳 出）

（単位：千円、％）

款 別	年 度	令和4年度 現計予算額		令和4年度 補正予算（第2号） （案）		令和4年度 補正後予算額		令和3年度 6月補正後予算額		増減額・率 令和4年/令和3年			補正予算の主な内容
		①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	③－④	⑤	⑤／④	
1 議 会 費		214,368	0.7		0.0	214,368	0.7	193,845	0.6	20,523	10.6		
2 総 務 費		3,919,267	13.2	236,689	19.5	4,155,956	13.4	3,981,053	13.1	174,903	4.4	土地購入費236,689	
3 民 生 費		10,282,271	34.6	83,605	6.9	10,365,876	33.5	10,371,112	34.2	▲ 5,236	▲ 0.1	児童手当支給事業52,456 児童扶養手当支給事業31,149	
4 衛 生 費		2,767,448	9.3		0.0	2,767,448	9.0	2,738,397	9.0	29,051	1.1		
5 労 働 費		533	0.0		0.0	533	0.0	533	0.0	0	0.0		
6 農 林 水 産 業 費		1,903,205	6.4	890,875	73.6	2,794,080	9.0	2,037,387	6.7	756,693	37.1	強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金890,875 （補助885,875千円、単独5,000千円）	
7 商 工 費		761,193	2.6		0.0	761,193	2.5	739,506	2.4	21,687	2.9		
8 土 木 費		3,206,383	10.8		0.0	3,206,383	10.4	2,411,095	8.0	795,288	33.0		
9 消 防 費		1,336,137	4.5		0.0	1,336,137	4.3	1,269,865	4.2	66,272	5.2		
10 教 育 費		2,363,892	7.9		0.0	2,363,892	7.6	3,593,383	11.9	▲ 1,229,491	▲ 34.2		
11 災 害 復 旧 費		71,764	0.2		0.0	71,764	0.2	75,021	0.3	▲ 3,257	▲ 4.3		
12 公 債 費		2,849,138	9.6		0.0	2,849,138	9.2	2,854,265	9.4	▲ 5,127	▲ 0.2		
13 予 備 費		50,000	0.2		0.0	50,000	0.2	50,000	0.2	0	0.0		
合 計		29,725,599	100.0	1,211,169	100.0	30,936,768	100.0	30,315,462	100.0	621,306	2.0	—	

◎令和４年度 一般会計補正予算（第2号）（案） 歳出性質別内訳

（歳 出）

(歳 出)		(単位：千円、％)										
性質別	年 度	令和4年度 現計予算額		令和4年度 補正予算（第2号） (案)		令和4年度 補正後予算額		令和3年度 6月補正後予算額		増減額・率		補正予算の主な内容
										令和4年/令和3年		
		①	構成比	②	構成比	③	構成比	④	構成比	③－④	⑤	
1 人 件 費		4,632,907	15.6		0.0	4,632,907	15.0	4,570,574	15.1	62,333	1.4	
2 物 件 費		4,034,913	13.6	2,005	0.2	4,036,918	13.0	4,039,506	13.3	▲ 2,588	▲ 0.1	子育て世帯生活支援特別給付金事業事務費2,005 (ひとり親世帯649、その他世帯1,356)
3 維 持 補 修 費		30,535	0.1		0.0	30,535	0.1	32,333	0.1	▲ 1,798	▲ 5.6	
4 扶 助 費		6,091,140	20.5	81,600	6.7	6,172,740	19.9	6,132,172	20.2	40,568	0.7	子育て世帯生活支援特別給付金81,600 (ひとり親世帯30,500、その他世帯51,100)
5 補 助 費 等		4,611,331	15.5		0.0	4,611,331	14.9	4,756,149	15.7	▲ 144,818	▲ 3.0	
6 普 通 建 設 事 業		4,335,905	14.6	1,127,564	93.1	5,463,469	17.7	4,653,316	15.4	810,153	17.4	
	(1) 補 助 事 業	2,441,209	8.2	885,875	73.1	3,327,084	10.8	1,761,276	5.8	1,565,808	88.9	強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金 885,875
	(2) 単 独 事 業	1,751,185	5.9	241,689	20.0	1,992,874	6.4	2,697,887	8.9	▲ 705,013	▲ 26.1	土地購入費 236,689 強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金 5,000
	(3) 県営事業負担金	143,511	0.5		0.0	143,511	0.5	194,153	0.7	▲ 50,642	▲ 26.1	
7 災 害 復 旧 費		71,764	0.2	0	0.0	71,764	0.2	75,021	0.2	▲ 3,257	▲ 4.3	
	(1) 補 助 事 業		0.0		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	(2) 単 独 事 業	71,764	0.2		0.0	71,764	0.2	75,021	0.2	▲ 3,257	▲ 4.3	
	(3) 県営事業負担金		0.0		0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
8 公 債 費		2,849,138	9.6		0.0	2,849,138	9.2	2,854,265	9.4	▲ 5,127	▲ 0.2	
9 積 立 金		362,623	1.2		0.0	362,623	1.2	523,643	1.7	▲ 161,020	▲ 30.7	
10 投 資 及 び 出 資 金		0	0.0		0.0	0	0.0	10,000	0.0	▲ 10,000	皆減	
11 貸 付 金		25,000	0.1		0.0	25,000	0.1	25,000	0.1	0	0.0	
12 繰 出 金		2,630,343	8.8		0.0	2,630,343	8.5	2,593,483	8.6	36,860	1.4	
13 予 備 費		50,000	0.2		0.0	50,000	0.2	50,000	0.2	0	0.0	
合 計		29,725,599	100.0	1,211,169	100.0	30,936,768	100.0	30,315,462	100.0	621,306	2.0	—

令和4年度 南島原市一般会計補正予算（第2号）（案）

主な計上事業の概要

公有財産管理費

補正の理由

市有地を民間事業者に売り払うため、令和3年度に長崎県から払い下げを受ける際、土地開発基金で受け入れた堂崎港埋立地について、土地開発基金から購入するため。

補正予算の内容

土地開発基金からの土地購入面積等
50,900.83 m²、236,688,859 円
うち、売却予定面積等
41,202.38 m²、191,591,067 円

補正予算事業費

(単位：千円)

事業費	財源内訳					事業費の内訳
	国費	県費	市債	その他	一般財源	
236,689				191,591	45,098	土地購入費 236,689 千円

【その他】土地売却収入 191,591 千円

事業費の推移

(単位：千円)

現計予算額	補正額	補正後の予算額
8,239	236,689	244,928

事業担当課

管財契約課

児童手当支給事業

補正の理由

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、早急に実情を踏まえた生活の支援を行うため。

補正予算の内容

支給対象者：令和4年度4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯
(児童扶養手当受給者を除く)
対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)
給付額：児童一人当たり一律5万円

補正予算事業費

(単位：千円)

事業費	財源内訳					事業費の内訳
	国費	県費	市債	その他	一般財源	
52,456	52,456				0	子育て世帯生活支援特別給付金 51,100、その他業務委託料 1,000 ほか

【国費】新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 52,456 千円

事業費の推移

単位：千円)

現計予算額	補正額	補正後の予算額
581,760	52,456	634,216

事業担当課

こども未来課

児童扶養手当支給事業

補正の理由

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、早急に実情を踏まえた生活の支援を行うため。

補正予算の内容

支給対象者：令和4年度4月分の児童扶養手当受給者
 対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）
 給付額：児童一人当たり一律5万円

補正予算事業費

(単位：千円)

事業費	財源内訳					事業費の内訳
	国費	県費	市債	その他	一般財源	
31,149	31,149				0	子育て世帯生活支援特別給付金 30,500、その他業務委託料 450 ほか

【国費】新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 31,149 千円

事業費の推移

(単位：千円)

現計予算額	補正額	補正後の予算額
181,663	31,149	212,812

事業担当課

こども未来課

強い農業づくり総合支援交付金事業

補正の理由

JA 島原雲仙の集出荷施設整備事業に係る支援として、強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金を交付するため。

補正予算の内容

全体事業費 2,794,000 千円
 うち補助対象 1,865,000 千円
 補助金額 890,875 千円（県費 885,875 千円、市単独 5,000 千円）

補正予算事業費

(単位：千円)

事業費	財源内訳					事業費の内訳
	国費	県費	市債	その他	一般財源	
890,875		885,875			5,000	強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金 890,875

【県費】強い農業づくり総合支援交付金事業費補助金 885,875 千円

事業費の推移

(単位：千円)

現計予算額	補正額	補正後の予算額
0	890,875	890,875

事業担当課

農林課